

実施方針等に対する意見回答書

No	資料名	頁	大項目	小項目	細目1	細目2	細目3	項目名	質問事項	回答
1	実施方針	1	第1	1	(6)	ア		施設概要	所在地の詳細な情報（地番、敷地面積等）を早めに開示してほしい。 敷地面積は暫定でも仕方ないと思われませんが、現地確認や計画地の形状、方位などおおまかな情報を得た上で、早めにシミュレーションを行う必要があります。	敷地の詳細な情報の公開は、募集要項等公表時を予定しています。敷地の詳細な情報の公開は、募集要項等公表時を予定しています。 なお、当市議会委員会では「能美市粟生町あ11」と公表しておりますので取り急ぎ記載させていただきますが、現在は耕作者により稲作が行われておりますので、ご承知おきをお願いします。
2	実施方針	3	第1	1	(6)	オ		事業者の収入	平成30年度税制改正（長期割賦販売の延払基準廃止）に伴い、収益の認識時期が早まるため、割賦料の元本部分に係る消費税を施設整備一時支払金と同時にお支払い頂くことをご検討願います。	ご意見として承ります。
3	実施方針	4	第1	1	(7)	エ		本施設の設計・建設	期間は（約1年9か月）とありますが、1年6か月の誤りではないでしょうか。また必要な期間としては、設計期間としては約1年、建設期間として約1年の合計2年間（24か月）は必要と思います。特に、今回は田園地域内の特定開発事業に該当すると想定されますが、土地利用審査会の同意や開発許可申請のためには、相当な協議期間を設定しておくべきと考えます。補正として、受注した後で各課の意見や協議事項が判明するケースも想定されますが、その場合は協議内容が煩雑になり、協議期間が長くなる傾向があります。	「約1年9か月」は誤記であり、正しくは「1年6か月」です。また、市では敷地の造成工事を令和5年3～5月に実施することを予定しており、この工事は本業務とは別途発注する予定です。
4	要求水準書（案）	4～6	第1	3	(4)	イ		条例・規則	新学校給食センター整備基本計画がありますが、市のホームページからは入手できない情報があります。情報の入手先を開示願います。	令和4年5月24日に市のホームページにて公表しましたのでご確認ください。
5	要求水準書（案）	10	第1	1	(6)	エ		施設形態	床面積、構造、階数、必要となる諸室の広さなどの目標値や上限下限値などを示してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。
6	要求水準書（案）	34	第5	2	(2)	カ		セルフモニタリング報告書	毎月、市にモニタリング報告書を提出とありますが、設計建設期間においては、要求水準の確認を行うことを含めて定例会議を開くため、モニタリング報告書に依らずとも議事録などで補充されることが多く、内容的に重複することが多いと思われます。	ご指摘のページに記載されたセルフモニタリングについては、運営業務の一つであり、供用開始後に実施される想定です。
7	要求水準書（案）	34	第5	2	(1)			運営担当者	業務責任者の資格等は、管理栄養士とありますが資格を有する人材が限定される半面、3,000食規模の給食センター運営に対し半数の規模の経験では業務遂行が困難かと思われます。 「3,000食以上を提供する給食施設で3年以上の経験を有し、調理師・栄養士・管理栄養士のいずれかの資格を有する者」を配置する内容に変更いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
8	要求水準書（案）	34	第5	2	(1)			運営担当者	アレルギー等対応食責任者の資格等は、「学校給食調理業務2年以上、管理栄養士の資格を有する」とありますが、資格を有する人材が限定される半面で、アレルギー対応調理の経験は問わない内容と誤認識する恐れがあります。 「管理栄養士又は栄養士の資格を有する者で、学校給食業務、病院給食業務又は集団給食施設においてアレルギー対応食の調理業務に2年以上従事した経験を有する者」とし、実務経験のある責任者を配置する内容に変更いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。